

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 7 月 25 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800025号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800055号

## 第1 結論

請求期間①及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の見直しを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年10月1日から昭和60年8月1日まで  
② 昭和60年8月1日から同年12月1日まで  
③ 昭和60年12月1日から平成元年8月1日まで

請求期間①及び③について、A社に勤務し、毎月25万円以上の給与を支給されていたが、厚生年金保険の記録では標準報酬月額が15万円と記録されている。請求期間①及び③の標準報酬月額の記録を見直し将来の年金額に反映してほしい。

請求期間②について、A社における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の見直し請求を行ったが、見直しが認められなかった。

新たな資料はないが、昭和56年10月1日から平成元年8月1日までA社に勤務し、途中で退職したことはないことから、請求期間②においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは間違いなく、前回の審議結果に納得できないので、再度審議の上、請求期間②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び③について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は、請求者の当該期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を保管しておらず、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除は不明である旨回答している。

また、請求者は請求期間①及び③における、厚生年金保険料の控除額が確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社が業務を委託していた社会保険労務士事務所に保存されている請求者に係る請求期間①及び③の標準報酬月額の一部の記録は、オンライン記録と符合していることから、当時の事業主は、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたものと考えられる。

加えて、請求期間①から③までの期間に、A社の厚生年金保険の被保険者となっている者のうち、連絡先住所が判明した者13名に当時の事業所における厚生年金保険の取扱い及び給与明細書所持の有無について問い合わせたところ、8名から回答を得たが、厚生年金保険料の取扱いについて具体的な回答を得ることもできない上、給与明細書を所持している者はいないことから同社における厚生年金保険料の給与からの控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び③における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②について、i) A社が業務を委託していた社会保険労務士事務所に保存されている請求者に係る記録はオンライン記録と符合していること、ii) 請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票において昭和60年9月に請求者の健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認でき、同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする記録に不自然さはないことから、既に平成30年2月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「新たな資料はないが、請求期間②においてもA社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたのは間違いない。」と強く主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者は、A社における請求期間②の厚生年金保険料控除を裏付ける新たな資料は所持しておらず、前回と同様の主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

また、請求者は、請求期間②における勤務を証言する者として2名の同僚の氏名を挙げているが、当該2名の同僚は、請求者と同じく、当該期間においてA社の厚生年金保険被保険者とされており、請求者の当該期間における勤務実態を確認することはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。